

あい小規模多機能施設こもれび 運営規程  
(指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

(事業の目的)

第1条

社会医療法人河北医療財団が開設するあい小規模多機能施設こもれび(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能施設型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者(以下、「要介護者等」という。)に対し、事業所の介護支援専門員、介護従業者(以下「従業者」という。)が、その居宅又は当該事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の適切な指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下、「小規模多機能型居宅介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、要介護状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービス提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の要介護者等となることの予防又はその軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あい小規模多機能施設こもれび
- (2) 所在地 東京都多摩市永山 3-12-1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤1名)  
介護支援専門員は、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画及び小規模多機能施設型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「小規模多機能型居宅介護計画等」という。)の作成、法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護等の利用に関する市町村への届け出の代行等を行う。

(3) 介護従業者（介護従業者のうち、1名以上看護師を配置）

介護従業者は、小規模多機能型居宅介護計画等に基づき、小規模多機能型居宅介護等の業務にあたる。介護従業者のうち看護師は、登録者に対する健康管理等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間(基本)
  - ア 通いサービス 午前7時00分～午後9時00分
  - イ 宿泊サービス 午後9時00分～午前7時00分
  - ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員並びに通い、宿泊サービスの利用定員)

第6条

小規模多機能型居宅介護等の利用定員は次の通りとする。

- (1)登録定員 29名
- (2)通い定員 18名
- (3)宿泊定員 9名

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等の内容)

第7条

1. 指定小規模多機能型居宅介護等の内容は次の通りとする。

- (1) 通いサービス  
事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等を行う。
- (2) 宿泊サービス  
事業所に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等を行う。
- (3) 訪問サービス  
利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等を行う。
- (4) 短期利用居宅サービス  
当該事業所の登録者でない利用者に対して、利用者の状況や家族等の事情により、事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認められた場合であって登録者に支障のない範囲で(1)～(3)を期限付きで行う。

2. 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すために、生活支援及び機能訓練を行う。

3. サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条

1. 事業所の介護支援専門員は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始にあたり、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目的、当該の目標を達成するための具体的

なサービスの内容等の記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2. 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加をはかりつつ、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、第9条1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることができる。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようにする。
- (3) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然且つ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う事とする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日には、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行い、登録者の居宅における日常を支援するために適切なサービスを提供する事とする。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等の利用料)

第9条

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。詳細は料金表の通りとする。

- (1) 日常生活用品(おむつなど、個人が使用するもの) 実費
- (2) 教養娯楽費 実費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の実施地域は、次の通りとする。

- (1) 事業所より概ね、半径2キロ以内の範囲とする。

(短期利用(介護予防)居宅介護)

第11条

1. 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護等の(以下「短期利用(介護予防)居宅介護」という。)を提供する。
2. 短期利用(介護予防)居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う。家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
3. 短期利用(介護予防)居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は指定介護予防支援事業所の担当従業員が作成する介護予防サービス・支援計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画等を作成し当該小規模多機能型居宅介護計画等に従いサービスを提供する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条

サービスの提供にあたっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によって入浴等を中止していただく場合があること。
- (2) 利用日当日に欠席する場合には前日若しくは当日午前8時30分までに事業所に連絡していただくこと。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等がみられた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(衛生管理等)

第13条

事業所は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(緊急発生時の対応)

第14条

従業者は、指定小規模多機能型居宅介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力(歯科)医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者および利用者及び利用者家族に報告するものとする。

(非常災害対策)

第15条

1. 小規模多機能型居宅介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害等には避難等の指揮を執る。
2. 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第16条

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。
2. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(協力医療機関等)

#### 第17条

小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合には、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師、または協力医療機関の医師に連絡を取る等、必要な処置を講じるものとする。事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に協力医療機関として連携体制に努めるものとする。

(苦情処理)

#### 第18条

事業所は、自ら提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び利用者家族に説明するものとする。

(個人情報の保護について)

#### 第19条

事業所は、個人情報を取り扱う際には個人情報保護方針の下、その利用目的を限定し、あらかじめ利用者および代理人、家族の同意を得ることとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

#### 第20条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回以上)
2. 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止のための指針を作成し「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。
3. 「虐待防止委員会」は定期的に関開されるものとし、委員会で話し合われた事項に関しては従業者に報告し周知徹底を図り利用者の人権擁護・虐待に努める。
4. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束について)

#### 第21条

1. 事業所は、小規模多機能型居宅介護等の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
2. 身体拘束防止のための指針を作成し必要な措置を講ずるものとする。
3. 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。
4. 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に当該利用者又は、その家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではない。
5. 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
6. 身体拘束を防止するための研修の実施(年2回以上)

(地域との連携・運営推進会議)

## 第22条

1. 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
2. 事業所の行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護は地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置、利用者、利用者家族、地域住民の代表及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有する者で構成する。
3. 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回以上とする。
4. 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(業務継続計画の策定等)

## 第23条

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる

1. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

## 第24条

事業所は、職場において行われる優越的関係を背景とした言動、性的な言動、過大な要求等、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための指針を作成し必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

## 第25条

1. 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 法人内研修(新入職者研・通年中堅者・各役職者・コンプライアンス・ハラスメント等)
  - ② 部署内研修(介護保険・身体拘束虐待防止・感染対策・個人情報保護等)
  - ③ 事業所内研修(介護保険・身体拘束虐待防止・事故防止・感染・個人情報保護・看取り等)
  - ④ 東京都主催認知症介護基礎研修
  - ⑤ 東京都主催認知症介護実践者研修
  - ⑥ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度アセッサー講習
  - ⑦ 介護福祉士実習指導者講習会
  - ⑧ 介護職員等喀痰吸引研修その他の外部研修
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
4. 夜間の訪問サービスに対応するために配置される宿直職員の体制は、厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(基準第63条)の解釈通知に基づき、登録者からの連絡を受けた後、事

業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるよう、事業所以外において従業員が常に携帯電話等を保持し対応が取れる体制を整えることが対応するものとする。

5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人河北医療財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、2019年11月1日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から改正施行する。

この規定は、2024年4月1日から改正施行する。

この規定は、2025年4月1日から改正施行する。